

## 2 関税行政

### 11-111 日米構造問題協議最終報告（抄）

1990（平成2）年6月28日

The Final Report on the U.S. -Japanese Working Group on the Structural Impediments Initiatives (6/28/1990)

### 日米構造問題協議最終報告

平成2年6月28日

アメリカ合衆国大統領  
ジョージ・ブッシュ閣下

日本国総理大臣  
海部 俊樹 閣下

1989年7月の経済サミットでの日米両政府首脳による決定を受け、日米の構造問題協議作業グループは、別添の構造問題協議共同報告書を提出致します。

私達は、別添の報告書が、対外不均衡の一層の削減に貢献する日米双方の重要かつ広範な努力及び措置を含むものと信じております。これらの措置はまた、日・米双方において、より効率的、開放的、かつ競争力のある市場をもたらし、持続的経済成長を促し、生活の質的向上を導くものと思われま。

報告書はまた、進捗振りをレビューし、問題分野に関連する事項及びこれらの事項に対処するための行動の必要性につき議論するために、フォローアップ・メカニズムを設けることとしました。このメカニズムの下で、作業グループは定期的に会合を行い、それぞれの国において構造問題の解決へ向けてなされた国際収支不均衡の削減に貢献する前進についてそれぞれ年次報告書を作成することとしています。

リチャード・T・マコーマック 国務次官  
チャールズ・H・ダラーラ 財務次官補  
S・リン・ウィリアムズ 通商次席代表  
J・マイケル・ファーレン 商務次官  
ジョン・B・テラー 経済諮問委員会委員  
シェームズ・F・リル 司法省反トラスト局長

渡辺 幸治 外務審議官  
内海 孚 財務官  
鈴木 直道 通商産業審議官  
海野 恒男 経済企画庁審議官

### 構造問題協議

日米構造問題協議の作業グループは、構造問題協議に関する別添の最終報告を発表することとした。同作業グループは、本報告が日米双方の重要かつ広範な努力及び措置を含む歴史的な文書であると信ずる。これらの措置は、多数国間協議の場を通して採られた政策協調努力を補完し、国際収支不均衡の削減に寄与すべきものである。この観点から、両国の大幅な国際収支不均衡には近年顕著な削減が見られた中で、両国政府はそれぞれの国の国際収支不均衡の更なる削減に努めることに強くコミットしている。上述の措置はまた、日・米双方において、より効

率的、開放的、かつ競争力のある市場をもたらし、持続的経済成長を促し、生活の質的向上を導くものと思われる。両国政府は、これらの目標を達成するとの固い決意を有している。

日米構造問題協議は、貿易収支の不均衡の削減に資することを目的として、両国で貿易と国際収支の調整の上で障壁となっている構造問題を識別し、解決するため、1989年7月にブッシュ大統領と宇野前総理により打ち出されたものである。1989年9月より1990年6月の間に5回の作業グループの全体会合を開催した。進捗状況に関する中間報告は、1990年4月5日に発表された。

日・米両政府は既に初期の措置を講じており、国際収支不均衡の調整を阻害する構造問題の解決のためのモメンタムの維持を確保する更なる措置に関する計画を作成した。両国政府は、最終報告が構造問題に対処するための大幅な前進であると信じる。

同作業グループは、貿易と国際収支の調整の障壁となっている両国の構造問題を解決するとのコミットメントを引き続き有することを強く再確認する。

一年間にわたる構造問題協議の作業を共同でフォローアップするために、構造問題協議の作業グループは、その会合を本件協議の特色である柔軟で、開放的で、時とともに変化するやり方で、両国の多省庁間協議方式の下で継続し、1年目に3回、その後は年2回、恐らくは、春秋及び双方が合意する他の時期に、日本側は次官級レベル、米側は次官及至次官補レベルで会合し、次のことを行うことに合意した。

- 最終報告に特定された課題に関する進捗振りをレビューする。
- 構造問題協議において既に識別された問題分野に関連する事項及びこれらの事項に対処するための行動の必要性につき議論する。
- 毎年春に、それぞれの国において構造問題の解決へ向けてなされた国際収支不均衡の削減に貢献する前進についてそれぞれが書面による報告書を作成し、両報告書を共にレビューし、また、両報告書とともに共同プレス発表を发出する。

最終報告にある措置で3年以上にわたるものを考慮し、構造問題協議作業グループはフォローアップのプロセスを3年後にレビューする。

これらの協議は、米国通商法第301条の枠外で行われてきたところであり、今後も行われる。

同作業グループは、構造問題協議のプロセスは、米国及び日本の経済への好影響に加え、他の諸国及び世界経済全般にも利益を与えると確信している。

## 日本側措置 貯蓄・投資パターン

### I. 基本認識

#### 1. 経常収支黒字の縮小

内需主導型の力強い成長に向けての適切な政策努力の結果、我が国の経常収支黒字は着実に縮小しており、86年度の対GNP比4.5%から89年度には1.9%と半分以下となり、90年度においてもこの傾向が続くものと見込まれる。この好ましい傾向には、我が国の輸入の著しい伸びのほか、我が国民の余暇の充実による海外旅行支出増も寄与している。特に米国の対日輸出は、米国の我が国以外の全世界向けの輸出を上回るペースで伸びている。

この好ましい傾向を確かなものとするため、今後とも、インフレなき内需主導型の持続的成長を目指す政策運営を行う。

経常収支黒字を引き続き縮小させることの必要性を認識し、その目的に向けて積極的に努力することを再認識する。政府は、東欧を含む諸外国のために貯蓄を活用しようようにすることの意義を認めるとともに、同時に長期資本の輸出を継続することと経常黒字の一層の削減を図ることとは矛盾しないと考える。政府は、他の先進国の努力と相まって、世界の成長と金融市場の安定の観点から、引き続き経常黒字の着実な縮小を重視していく。また、国内の貯蓄と投資の不均衡の縮小がそのプロセスにとって重要であることを認識する。このことは、経常収支

黒字の縮小に一層資するものとなろう。

## 2. 社会資本整備の必要性、重要性の確認

社会資本整備については、それが歴史的に遅れて始まったこともあり、我が国は、毎年、対GNP比で米国の約4倍に上る公共投資(Ig)を行い、社会資本の整備水準を高いペースで上昇させてきたが、依然欧米主要国より遅れている分野があることは否めない。

このような状況にかんがみ、我が国は、社会資本整備の必要性、重要性を強く認識し、今後とも、社会資本整備の着実な推進を図ることとする。

また、これは、インフレなき内需の持続的拡大を通じて、経常収支黒字の一層の縮小に資することにもなる。

## II. 対応策

### 1. 平成2年度予算における積極的取り組み

- (1) 平成2年度予算は6月7日に成立を見た。同予算においては、同年度の景気が極めて好調であり財政刺激の必要性が乏しいと見込まれること、他方、NTT株式の売却収入を見込めない厳しい原資事情であることという二つの背景にもかかわらず、国の一般会計予算において引き続き高水準の公共事業関係費総額(7兆4,447億円)を確保している。また、地方公共団体の単独事業費(地方財政計画ベース)及び財政投融资における公共事業実施機関の事業規模は、それぞれ7%ずつ増加した結果、Igベースでは、総計約26.3兆円に上る。
- (2) 平成2年度末に期限の来る8分野の長期計画については、同年度予算の結果、7分野までが目標を超過達成することが見込まれている。

### 2. 今後の積極的な取り組み

- (1) 今後の中長期的な公共投資の在り方については、本格的な高齢化社会が到来する21世紀を見据え、着実に社会資本整備の充実を図っていく。このため、
  - ① 21世紀に向けて、着実に社会資本整備の充実を図っていくための指針として、新たに「公共投資基本計画」を策定したところである。この計画は、1991~2000年度の10年間を対象期間とし、今後の公共投資について、その基本的方向を総合的に示すものである。この計画に基づき、経済全体のバランスに配慮しつつ、今後、中期的に公共投資を着実に推進することは、我が国の内需を中心としたインフレなき持続的成長に資することとなると期待され、これは、他の手段と相まって、経常収支黒字の一層の縮小に資することとなる。

.....

- (2) 公共投資の配分に当たっては、国民生活の質の向上に重点を置いた分野に、できる限り配慮していく。
- (3) 上記の計画を含む公共投資の執行に当たっては、憲法の規定する単年度予算制度の下で、公共投資の執行の円滑化を最大限確保するため、国庫債務負担行為を有効に活用していく。
- (4) 都市再開発等の日本開発銀行を通ずる社会資本整備を含め、財政投融资資金を社会資本整備に更に活用していく。この観点から、財政投融资資金の配分に当たっては、住宅等、国民生活の質の向上に重点をおいた分野に、できる限り配慮していくとともに、住宅、道路、空港等の社会資本整備長期計画の着実な達成のために、財政投融资資金をできる限り効率的、重点的に配分していく。
- (5) 関西国際空港、東京臨海部開発等の大規模複合開発プロジェクトについて、関係省庁間で緊密な連絡調整を行うための体制を整備するなど、プロジェクト全体としての効率に十分配慮していく。
- (6) 土地利用・規制緩和等
  - ① 公共事業の円滑な実施のために、大都市地域における国公有地の都市施設、都市再開発及び公共的住宅プロジェクト用地としての活用等に十分配慮する。

.....

- (7) 今後とも、建設市場に係る制度について内外無差別の原則を維持するとともに、引き続き米国政府と日米合意の誠実な実施及びそのレビューを行っていく。

.....

## 流 通

### I. 基本認識

日本政府としては、日本の流通につき、一層の効率化、アクセスの確保、物理的基盤の整備等を推進していくことを通じ、国民の消費生活の充実を図っていくことが重要と考えており、かかる基本認識に基づき各般の施策を推進することとしている。

1. 空港、港湾等の輸入インフラの整備を通じ、輸入貨物の流通の迅速化、低廉価を図る。
2. 適正・公平な税負担の実現、国民の健康、安全の確保等の機能を維持しつつ、貿易量の増大に対応した通関手続、輸入手続の一層の迅速化等を図る。
3. 流通に係る規制緩和等を来店法をはじめとする各種の法令において促進し、もって、国民の消費生活の充実を図る。
4. 流通に係る商慣行について、競争の促進、市場の開放性確保等の観点から環境整備を図る。
5. 我が国の輸入拡大に関して、永続的、構造的な効果を持ち得る各般の措置を実施し、流通等我が国市場構造の効率化を図る。

### II. 対応策

#### 1. 輸入関係インフラの整備

##### (1) 空港整備

.....

##### (2) 港湾整備

.....

#### 2. 輸入関係手続の迅速化・適正化

通常の輸入貨物の日本の流通システムへの迅速な引き取りを確保するため、日本政府は1991年までに輸入手続きを24時間（輸入申告書の提出から輸入許可まで）で終了することを目標とする。日本政府はこの目標を達成するために十分な予算措置と所要の規則改正を行うものとする。

##### (1) 通関手続

1991年から92年に海上貨物を対象とした通関手続電算処理システムの導入を図る。また、日米双方の専門家により会合における検討の結果提出された報告書に基づき、航空貨物通関情報処理システム（NACCS）のグレードアップ、搬入前予備審査制の拡充及び手続の簡素化、データベースを利用したリスク判定システムの導入等を、ここ2～3年のうちに実施に移せるよう努力するとともに、通関手続の一層の改善、合理化を行う。

##### (2) その他の輸入手続

輸入手続の一層の迅速化、適正化を図るため設置された関係省庁よりなる日米専門家会合における検討の結果提出された報告書に基づき、以下の諸措置を検討し、可能なものから順次着手し、3年のうちに実施に移せるよう努力する。

- (イ) 輸入手続関連省庁よりなる連絡会議の設置、税関手続とその他の輸入関連法令手続との同時並行的処理、輸入手続関連省庁間での情報伝達の効率化等を通じた税関とその他の輸入手続関連省庁との協力の下の統合的処理システムの構築。
- (ロ) 事前届出・申請制の導入、海外検査データの受入れ促進を含む出荷前検査制の整備、包括的取扱い制度の拡充等による貨物到着前処理の促進。
- (ハ) 執務時間の延長を含む処理体制の物理的整備拡充。

(出所) 細谷千博・有賀貞・石井修・佐々木卓也編『日米関係資料集1945-97』、1999年、東京大学出版会、1186-1191ページ

## 11-112 予備審査制について(大蔵省関税局長通達)

### 予備審査制について

蔵関第261号

1991(平成3)年4月10日

予備審査制(関税法(昭和29年法律第61号。以下「法」という。)第67条の2《輸出申告又は輸入申告の時期》又は法第70条《証明又は確認》の規定に基づき輸入申告ができる時期以前に、予告申告書を提出すること(以下「予告申告」という。)を認め、輸入申告がなされるまでの間に当該予備申告書を予備的に審査する制度)について下記のとおり定め、平成3年4月20日から実施することとしたので、了知されたい。

なお、この通達の実施に伴い、「搬入前予備審査制について」(昭和63年3月2日蔵関第192号)は廃止する。  
(改正趣旨)

昭和63年4月1日から実施されている、搬入前予備審査制について、輸入貨物の国内流通システムのより一層の迅速な引取りを確保し、かつ、税関事務の効率化を図る観点から、対象貨物の拡大、提出書類の簡素化等、同制度の拡充及び手続の簡素化を図るとともに、税関手続とその他の輸入関連法令手続との同時並行的処理を実施するため、本邦に到着後の貨物であって他法令手続が終了していないものについても本制度の対象とすることを明確にし、より迅速な引取りに資することとする。

### 記

#### 1 対象貨物

全ての輸入貨物とする。ただし、特惠関税の適用を受けようとする貨物で日別管理品目に該当するものは当分の間除外する。

#### 2 予備申告

##### (1) 提出書類

予備申告は、予備申告書(輸入(納税)申告書(税関様式C第5020号))をもってこれにあてる。)並びに関税法基本通達(昭和47年3月1日蔵関第100号)7-5(輸入申告書の添付書類)及び67-3-4(輸入申告書の添付書類)に規定する書類を下記(2)に定める提出官署の輸入申告受理部門に提出す

ることにより行わせる。

ただし、法第70条に規定する他法令の許可、承認等を証する書類又は税関長が予備申告の際に提出の必要がないと認めた書類及び予備申告書の記載事項のうち、税関長が予備申告の際に記載する必要がないと認めた事項については、後記4の輸入(納税)申告(以下、単に「輸入申告」という。)の時までに提出させ又は記載させることとして差支えない。

なお、予備申告書の申告年月日欄及び入港年月日欄には原則としてその予定日を記入させることとし、予備申告書(原本用)の「許可・承認印、許可・承認年月日」欄並びに「輸入通関進行管理制度の実施について」(昭和57年3月25日蔵関第325号)の記5(実施範囲)に定める官署にあっては、同通達別紙1の輸入進行管理カード第1片及び第3片の各上部右側余白に予備申告である旨の記号(例えば、「予」)をそれぞれ朱書させる。

##### (2) 提出官署

予備申告書の提出官署は、貨物の蔵置予定場所を管轄する官署とする。ただし、貨物の蔵置予定場所を管轄する官署以外の官署に予備申告書を提出させることが適当と税関長が認めた場合には、本省とりん議の上、他の方法をとることができる。

##### (3) 提出時期

輸入申告予定日における外国為替相場が公示され、かつ、予備申告に係る貨物の船荷証券(航空貨物にあってはAir Way Bill)が発行された日以降の日から、予備申告を行うことができるものとする。

#### 3 予備申告の事務処理要領

##### (1) 予備申告書の受理

受理担当職員は、予備申告書を受理したときは、予備申告書並びに輸入進行管理カード第1片及び第3片に朱書きされた記号(例えば、「予」)の横余白に受理印を押す。

なお、予備申告書の必要事項に記載漏れがある場合又は添付書類に不備がある場合には、その旨を輸入者又は通関業者(以下「輸入者等」という。)に通知し、所要の訂正等を行わせううえで受理するものとする。



## (2) 予備審査

予備申告書を受理した場合には、審査担当職員は、当該予備申告書について、申告年月日欄に記入された輸入申告予定日までに「輸入通関事務処理体制について」(昭和57年3月25日蔵関第324号)の記第1Ⅱ2(1)(引取りに関する事項の審査)及び(2)(納税に関する事項の審査)に規定する審査を終了させておくことを原則とする。

なお、後記4の輸入申告における申告年月日、外国為替相場、数量等が予備申告書の記載事項と異なることとなる場合又は添付書類の不備が発見された場合には、輸入申告の時までに当該記載事項等の訂正等を行わせることとして差し支えない。

## (3) 税関検査

予備申告された貨物に対する税関検査の要否(検査扱い及び検査省略扱い)の通知に当たっては、貨物の種類等を勘案し検査の要否を事前に通知しても差し支えないと認められる場合には、原則として申告年月日欄に記入された輸入申告予定日までのできる限り早い時期に、輸入申告管理カード第1片又は検査指定票(税関様式C第5270号)により輸入者等に行うものとするが、検査要否の事前通知を行った後であっても、必要があると認められる場合には、事前通知の内容を変更することができるものとする。

なお、予備申告された貨物に対する税関検査は、貨物搬入後速やかに実施するものとするが、他法令手続が終了する前に、税関検査を実施することに危険が伴うと認められる貨物については、当該他法令手続が終了するまで税関検査を保留して差し支えない。

## 4 輸入申告

予備申告に係る貨物の輸入申告は、法第67条の2又は法第70条の規定に基づき輸入申告を行うことができることとなった時期以降に、

予備申告書を提出した官署の輸入申告受理部門に申し出て、原則として予備申告書の申告年月日欄の右横余白に押なつすることにより輸入申告の意思表示をさせることにより行い、当該予備申告書を輸入(納税)申告書(以下、単に「輸入申告書」という。)として取り扱うものとする。

なお、前記2(1)ただし書の規定により予備申告の際に書類の提出又は予備申告書の記載事項の記載の省略を認めた場合にあっては、当該書類が提出されていること又は当該記載事項が記載されていることを確認し、また、特惠関税の適用を受けようとする貨物にあっては、特惠関税の適用停止の有無の確認を行った後、当該予備申告書を輸入申告書として取り扱うものとする。

## 5 蔵置場所が変更された場合の取扱い

予備申告に係る貨物の蔵置場所が変更され、輸入申告すべき官署が異なることとなった場合には、当該予備申告書の提出はなかったものとし、受理印を抹消のうえ当該予備申告書及び添付書類は輸入者等に返却するものとする。

ただし、同一税関内における輸入申告官署の変更の場合で輸入者等の希望があるときには、当該予備申告書の審査担当職員は、当該予備申告書に所要の訂正をさせた後、当該予備申告書及び添付書類を密封の上、輸入申告をした者を介して輸入申告官署に回付させる。

## 6 輸入許可前引取り承認申請に係る貨物等の取扱い

輸入許可前引取り承認申請に係る貨物、倉入承認申請に係る貨物、移入承認申請に係る貨物の予備申告の取扱いについては、前記1から5までに規定する取扱いに準じて処理するものとする。

(出所) 日本関税協会『関税関係個別通達集 平成3年度版』、137-139ページ

## 11-113 我が国の税関手続きの簡素化措置等

1995（平成7）年9月25日  
関税率審議会総会

年 月	経済対策等	規制緩和措置等
平成5年9月	緊急経済対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品・動植物を含む輸入（検査）手続のコンピューター処理・インターフェイス化の推進によりペーパーレス化・簡素化・迅速化</li> <li>・小口急送貨物等の時間外通関手数料の見直しによる負担の軽減</li> <li>・総合保税地域の許可の弾力化</li> <li>・保税上屋・保税倉庫の許可の統合</li> <li>・関税無税品及び従量税品に係る評価申告書の提出の廃止</li> <li>・NACCS（通関情報処理システム）を利用した荷主に対する延納額等情報の提供</li> <li>・繊維製品の特恵関税に係る原産地認定基準（2工程ルール）の見直し</li> <li>・生活関連商品の輸入通関価格の消費者への情報提供</li> </ul>
平成6年2月	経済対策及び今後における行政改革の推進方策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予備審査制の改善</li> <li>・通関手続と輸入関係他法令手続の一体処理の簡素化</li> <li>・通関手続等の一層の迅速化</li> <li>・輸入者の事務負担の軽減等</li> <li>・個人輸入手続の円滑化・迅速化</li> </ul>
平成6年6月	今後における規制緩和の推進等について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品衛生、動植物検疫手続の電算システム化、及び当該システムと通関手続の電算システムとの電子的インターフェイス化の推進による輸入手続全体の簡素化・迅速化</li> <li>・輸入通関時における同時並行処理が可能となる他法令の範囲の拡大</li> <li>・事前教示回答書の有効期間延長</li> <li>・成田空港到着貨物に係る仕分基準の解消及び保税蔵置場の許可の弾力化</li> <li>・関税等の包括納期限延長に係る担保について海上NACCS導入官署を対象に全国共通化</li> <li>・評価申告書の提出を不要とする範囲の拡大</li> </ul>
平成7年3月	規制緩和推進計画	以下（参考）参照

(参考)「規制緩和推進計画」(平成7年3月)における税関手続の簡素化措置等

## 1. 輸入手続等の簡素化

項 目	措置内容	実施時期
小額輸入貨物に係る簡易な通関制度	貨物の事前情報（貨物情報を記載した社内帳票等）により予備申告及び本申告を行うことを認める等により、申告の早期化を可能とするとともに、申告事務の軽減を図る。	平成7年度
加工再輸入減税制度に係る手続	通関を一層迅速に行うため、運用面で手続の簡素化（減税額の計算方法の簡略化、提出書類の削減等）を行う。	平成7年4月

## 2. 通関業務取扱い時間の延長等

項 目	措置内容	実施時期
主要空港等における執務時間外の業務処理体制	成田、関西空港以外の主要空港等についても、執務時間外における行政需要の増加が見込まれることから、これに適切に対応できるように執務時間外の業務処理体制を拡充する。	平成7年4月
執務時間外の予備申告の取扱い	執務時間外においても、システムを通じて予備申告を受理するとともに、受理に伴う審査区分の通知を即時に行う。	平成7年4月
臨時開庁の承認	あらかじめ予備申告において検査不要とされた貨物などの輸入申告に係る臨時開庁承認申請につき、その承認をシステムにより自動的に行う。	平成8年度

## 3. 迅速化

項目	措置内容	実施時期
航空貨物に係る輸入通関制度	一定の航空貨物について、更なる迅速通関の観点から「到着即時輸入許可制度」（輸入貨物を保税地域へ搬入することなく貨物の到着と同時に輸入許可を行うことができる制度）を導入する。	平成8年度早期
食品、動植物の輸入手続	食品衛生、動植物検疫手続の電算システム化及び当該システムと通関手続の電算システムとの電子的インターフェイスマの推進により、輸入手続全体の簡素化・迅速化を図る。	厚生：平成8年度以降 農水：平成9年度以降

## 4. 利便性の向上

項目	措置内容	実施時期
成田空港に到着する輸入貨物の通関場所	成田空港に到着する外国貨物の輸入通関に係る仕分基準について、成田空港内に建設予定の第4貨物ビルの供用開始時（平成7年末予定）に解消し、通関場所選択の自由化を図る。	平成7年末
関税等の包括納期限延長に係る担保制度	海上貨物通関情報処理システム（Sea-NACCS）及び航空貨物通関情報処理システム（Air-NACCS）について、関税等の包括納期限延長制度を利用する際の担保を、全国共通して利用できるようなシステムを変更する。	Sea-NACCS：平成7年4月 Air-NACCS：平成7年中
通関情報処理システム（NACCS）で処理した輸入申告・許可情報	NACCSを利用して輸入した貨物について、輸入者（荷主）に自社の輸入申告・許可情報を電子データにより有償で提供する。	平成7年4月
関税品目分類事例の公開	既公開分類事例の編集・出版を時期HS改正（平成8年1月）を踏まえて実施するとともに、分類事例の閲覧制度の導入やデータベース化を図る。	平成8年度早期
包括保税運送の承認	保税運送を行う場合の包括承認について、現行の承認期間である3カ月を1年に延長する。	平成7年度
特惠関税枠等に関する情報提供	利用者の利便を考慮し、税関間のオンライン・システムを構築して特惠関税枠等の集計を行い、税関において詳細な情報提供を可能とする。	平成7年度

上記の主要な措置のほか、

- ・ 税関における積荷目録の処理に係るEDI化の促進
- ・ 車上通関扱い貨物の範囲の拡大
- ・ ワイン用グレープジュースの通関の際のしよ糖に関する検査証明書の提出不要化
- ・ 保税工場の許可期間の延長
- ・ 輸出手続の包括事前審査手続の拡充

等、計31項目について簡素化措置等を講ずることとしている。

（出所）大蔵省関税率審議会総会（平成7年9月25日）資料58-59ページ、資料7「最近の関税をめぐる諸問題」



## 11-114 関税法特例申告（関税法改正後関連条文）（抄）

## （申告の特例）

第7条の2 貨物を輸入しようとする者であらかじめいずれかの税関長の承認を受けた者（以下「特例輸入者」という。）は、当該承認を受けた日の属する月の翌月以後、税関長の指定を受けた貨物（以下「指定貨物」という。）であつて申告納税方式が適用される貨物について、前条第2項の規定にかかわらず、当該貨物に係る課税標準、税額その他必要な事項を記載した申告書（以下「特例申告書」という。）を税関長に提出することによつて、同条第1項の申告を行うことができる。

- 2 特例申告（特例申告書の提出によつて行う前条第1項の申告をいう。以下同じ。）を行う場合は、特例申告に係る指定貨物で輸入の許可を受けたものについて、当該許可ごとに特例申告書を作成し、当該許可の日の属する月の翌月末日までに当該指定貨物の輸入地を所轄する税関長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定により提出する特例申告書は、期限内特例申告書という。
- 4 第1項の規定は、関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）別表第一の六に掲げる物品その他政令で定める貨物については、適用しない。
- 5 関税定率法第10条第1項（変質又は損傷の場合の減税）の規定その他政令で定める規定は、特例申告に係る指定貨物については、適用しない。
- 6 第1項の承認を受けようとする者は、同項の指定を受けようとする貨物の品名その他必要な事項を記載した申請書を税関長に提出しなければならない。
- 7 特例申告書の記載事項その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（特例申告を選択したものとみなす場合）

第7条の3 指定貨物の輸入申告に併せて第7条第2項（申告）の規定による申告を行っていない特例輸入者は、当該指定貨物については、特例申告を行うことを選択した

ものとみなす。

（期限後特例申告）

第7条の4 期限内特例申告書を提出すべきであつた者（特例輸入者でその特例申告に係る特例申告書をその提出期限までに提出していない者をいい、その者の相続人又はその者が法人であつて合併により消滅した場合には合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人を含む。）は、その提出期限後においても、第7条の16第2項（決定）の規定による決定があるまでは、その期限内特例申告書に記載すべきものとされている事項を記載した特例申告書を第7条の2第2項（申告の特例）の税関長に提出することができる。

- 2 前項の規定により提出する特例申告書は、期限後特例申告書という。

（承認の要件）

第7条の5 税関長は、第7条の2第6項（申告の特例）の規定による申請書の提出があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同条第1項の承認をしないことができる。

- 一 承認を受けようとする者が次のいずれかに該当するとき。

イ この法律その他の国税に関する法律の規定に違反して刑に処せられ、又はこの法律（他の関税に関する法律において準用する場合を含む。）若しくは国税犯則取締法（明治33年法律第67号）の規定により通告処分を受け、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日又はその通告の旨を履行した日から3年を経過していない者であるとき。

ロ その業務についてイに該当する者を役員とする法人であるとき、又はその者を代理人、使用人その他の従業者として使用する者であるとき。

ハ 承認の申請の前3年間において関税又は輸入貨物に係る内国消費税（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和30年法律第37号）第2条第1号（定義）に規定する内国消費税をいう。以下同じ。）若しくは地方消費税を滞納したことがある者である

とき。

二 第7条の12第1項第2号ロ若しくはハ又は同項第3号（承認の取消し）の規定により第7条の2第1項の承認を取り消された日から1年を経過していない者であるとき。

二 次条第1項後段の規定により提出された同項に規定する貨物指定申請書に記載された貨物で当該貨物指定申請書の提出があつた日前1年間に輸入したものに係る帳簿の備付け、記載若しくは当該帳簿及び当該貨物に係る取引に関して作成し若しくは受領した書類その他の書類で第7条の9第1項（帳簿の備付け等）に規定する政令で定めるもの（以下この号において「帳簿等」という。）の保存が同項に規定する政令で定めるところに従って行われていないとき、又は帳簿等に不実の記載があるとき。

三 次条第1項後段の規定により提出された同項に規定する貨物指定申請書に記載された貨物の全部について第7条の2第1項の指定をしないとき。

（指定の申請）

第7条の6 第7条の2第1項（申告の特例）の指定を受けようとする者は、当該指定を受けようとする貨物ごとに、その品名その他必要な事項を記載した申請書（以下この条において「貨物指定申請書」という。）を、同項の承認を受けようとする税関長（特例輸入者にあつては、当該承認をした税関長）に提出しなければならない。この場合において、貨物指定申請書は、特例輸入者が提出する場合を除き、第7条の2第6項の規定による申請書の提出に併せて提出しなければならない。

2 第7条の2第6項の規定による申請書の提出に併せて貨物指定申請書の提出があつた場合において、同条第1項の承認をしない旨の処分があつたときは、当該貨物指定申請書の提出はなかつたものとみなす。

3 税関長は、貨物指定申請書の提出があつた場合において、当該貨物指定申請書に記載された貨物について、申告納税方式が適用され継続的に輸入されている場合として政令で定める場合に該当しないときは、第

7条の2第1項の指定をしないものとする。

4 税関長は、貨物指定申請書の提出があつた場合において、当該貨物指定申請書に記載された貨物でその提出の日前1年間に輸入されたものに係る関税、内国消費税又は地方消費税についての第7条の14第1項（修正申告）若しくは国税通則法第19条第1項若しくは第2項（修正申告）の規定による修正申告、第7条の16第1項若しくは第3項（更正）若しくは同法第24条（更正）若しくは第26条（再更正）の規定による更正又は第7条の16第2項（決定）若しくは同法第25条（決定）の規定による決定（以下この項及び次条第2項において「修正申告等」という。）があつたとき（当該修正申告等により第12条の2第1項若しくは第2項（過少申告加算税）若しくは同法第65条第1項若しくは第2項（過少申告加算税）の規定による過少申告加算税又は第12条の3第1項（無申告加算税）若しくは同法第66条第1項（無申告加算税）の規定による無申告加算税を課されたときに限る。次条第2項において同じ。）は、当該貨物について第7条の2第1項の指定をしないことができる。

5 貨物指定申請書の記載事項その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（指定の取消し等）

第7条の7 特例輸入者は、指定貨物について特例申告書を提出する必要がなくなつたときは、その旨を第7条の2第1項（申告の特例）の指定をした税関長に届け出ることができる。

2 税関長は、特例輸入者が過去1年間にした又はすべきであつた第7条第1項（申告）の申告に係る指定貨物について修正申告等があつたときは、当該指定貨物に係る第7条の2第1項の指定を取り消すことができる。

3 第1項の規定による届出又は前項の規定による取消しがあつた場合には、当該届出又は取消しに係る指定貨物についての第7条の2第1項の指定は、その効力を失う。第7条の11第1項（承認の失効）の規定により第7条の2第1項の承認が失効した場

合における当該承認を受けていた者に係る指定貨物の全部についても、また、同様とする。

- 4 第1項の規定による届出の手續その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(担保の提供)

第7条の8 特例申告を行おうとする特例輸入者は、その月（以下この条において「特定月」という。）において輸入しようとする指定貨物（申告納税方式が適用されるものに限る。以下この項において同じ。）に課されるべき関税、内国消費税及び地方消費税（以下この条及び第7条の11第2項（承認の失効）において「関税等」という。）でその輸入の予定地において納付する見込みの額の合計額と特定月の属する年の前年において当該輸入の予定地において輸入した指定貨物について納付した又は納付すべきことが確定した関税等の額の合計額の12分の1に相当する額とのいずれが多い額に相当する額の担保を、特定月の前月末日までに、当該輸入の予定地を所轄する税関長に提供しなければならない。

- 2 税関長は、特例輸入者が特定月に輸入した特例申告に係る指定貨物につき納付すべき関税等の額の合計額が前項の規定により提供した担保の額を超えた場合には、政令で定めるところにより、その差額に相当する額を限度として、当該特例輸入者に対し、同項の規定により特定月の翌月末日までに提供された担保に係る増担保の提供を命ずることができる。

(帳簿の備付け等)

第7条の9 特例輸入者は、政令で定めるところにより、特例申告に係る指定貨物の品名、数量及び価格その他の必要な事項を記載した帳簿を備え付け、かつ、当該帳簿及び当該指定貨物に係る取引に関して作成し又は受領した書類その他の書類で政令で定めるもの（第7条の11第2項（承認の失効）及び第7条の12第1項第3号（承認の取消し）において「帳簿書類」という。）を保存しなければならない。

- 2 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律

（平成10年法律第25号）第4条（国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）、第5条（国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等）、第6条第1項から第5項まで（電磁的記録による保存等の承認の申請等）、第7条第1項及び第2項（電磁的記録による保存等の承認に係る変更）並びに第8条から第11条まで（電磁的記録による保存等の承認の取消し・電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等の承認に対する準用・電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存・他の国税に関する法律の規定の適用）の規定は、特例輸入者について準用する。この場合において、同法第4条第1項中「国税関係帳簿の全部又は一部」とあるのは「関税法第7条の9第1項（帳簿の備付け等）の規定により備付け及び保存をしなければならないこととされている帳簿（以下「国税関係帳簿」という。）」と、「納税地等の所轄税務署長（財務省令で定める場合にあっては、納税地等の所轄税関長。以下「所轄税務署長等」という。）」とあるのは「同法第7条の2第1項（申告の特例）の承認をした税関長（以下「承認税関長」という。）」と、同条第2項中「国税関係書類の全部」とあるのは「関税法第7条の9第1項の規定により保存をしなければならないこととされている書類（以下「国税関係書類」という。）の全部」と、同法第5条第1項中「国税関係帳簿の全部又は一部」とあるのは「関税関係帳簿」と、同条第3項中「国税関係帳簿書類（以下「電磁的記録に係る承認済国税関係帳簿書類」とあるのは「関税関係帳簿書類（関税関係帳簿又は関税関係書類をいう。以下同じ。）（以下「電磁的記録に係る承認済関税関係帳簿書類」と、同法第6条第1項中「国税関係帳簿の備付けを開始する日（当該国税関係帳簿が二以上ある場合において、その備付けを開始する日が異なるときは、最初に到来する備付けを開始する日。第5項第1号において同じ。）」とあるのは「関税関係帳簿の備付けを開始する日」と、「関税関係帳簿の種類、当該国税関係帳簿」とあるのは「関税関係帳簿」と、「国税関係帳簿の全部又は一部」

とあるのは「関税関係帳簿」と、同法第9条中「代える日（当該国税関係帳簿が二以上ある場合において、その代える日が異なるときは、最初に到来する代える日。第5項第1号において同じ。）」とあるのは「代える日」と、「同条第6項中「第4条第1項又は第2項」とあるのは「前条各項のいずれか」と、第7条第1項」とあるのは、「第7条第1項」と、同法第10条中「所得税（源泉徴収に係る所得税を除く。）及び法人税に係る保存義務者」とあるのは「特例輸入者」と、同法第11条第3項中「所得税法第150条第1項第1号（青色申告の承認の取消し）（同法第166条（非居住者に対する準用）において準用する場合を含む。）及び法人税法第127条第1項第1号（青色申告の承認の取消し）（同法第146条第1項（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）」とあるのは「関税法第7条の12第1項第3号（承認の取消し）」と、「所得税法第150条第1項第1号及び法人税法第127条第1項第1号」とあるのは「同号」と、「財務省令で定めるところ」とあるのは「政令で定めるところ」と、「財務省令で定めるところ又は」とあるのは「政令で定めるところ又は関税法第7条の9第2項（帳簿の備付け等についての規定の準用）において準用する」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（申告の特例の適用をやめる旨の届出）

第7条の10 特例輸入者は、第7条の2第1項（申告の特例）の規定の適用を受ける必要がなくなつたときは、政令で定めるところにより、その旨を同項の承認をした税関長に届け出ることができる。

（承認の失効）

第7条の11 第7条の2第1項（申告の特例）の承認は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その効力を失う。

- 一 前条の規定による届出があつたとき。
- 二 特例輸入者が死亡した場合で、第7条の13（許可の承継についての規定の準用）において準用する第48条の2第2項（許可の承継）の規定による申請が同項に規定する期間内にされなかつたとき、

又は同項の承認をしない旨の処分があつたとき。

三 特例輸入者が解散したとき。

四 特例輸入者が破産の宣告を受けたとき。

五 税関長が承認を取り消したとき。

- 2 第7条の2第1項の承認が失効した場合において、当該承認を受けていた者又はその相続人（承認を受けていた法人が合併により消滅した場合においては、合併後存続する法人又は合併により設立された法人）は、その失効前に輸入の許可を受けた指定貨物に係る特例申告の義務、当該特例申告に係る指定貨物について課されるべき又は納付すべき関税等の納付の義務並びに当該指定貨物に係る第7条の9第1項（帳簿の備付け等）の規定による帳簿の備付け及び記載並びに帳簿書類の保存の義務を免れることができない。

（承認の取消し）

第7条の12 税関長は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、第7条の2第1項（申告の特例）の承認を取り消すことができる。

一 指定貨物の全部について、第7条の7第3項前段（指定の取消し等）の規定により第7条の2第1項の指定が失効したとき、又は第7条の6第3項（指定の申請）に規定する政令で定める場合でなくなつたとき。

二 特例輸入者が次のいずれかに該当するとき。

イ 関税又は輸入貨物に係る内国消費税若しくは地方消費税を滞納したとき。

ロ 特例申告書又は輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第6条第2項（引取りに係る課税物品についての申告、納税等の特例）に規定する特例納税申告書をその提出期限までに提出しなかつたとき。

ハ 第7条の8第2項（担保の提供）の規定による命令に従わなかつたとき。

ニ 第7条の5第1号イ又はロ（承認の要件）のいずれかに該当するとき。

三 第7条の9第1項（帳簿の備付け等）の規定による帳簿の備付け若しくは記載若しくは帳簿書類の保存が同項に規定す

る政令で定めるところに従って行われていないとき、又は帳簿書類に不実の記載があるとき。

- 2 前項の規定による承認の取消しの手続その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(許可の承継についての規定の準用)

第7条の13 第48条の2第1項から第5項まで(許可の承継)の規定は、特例輸入者に

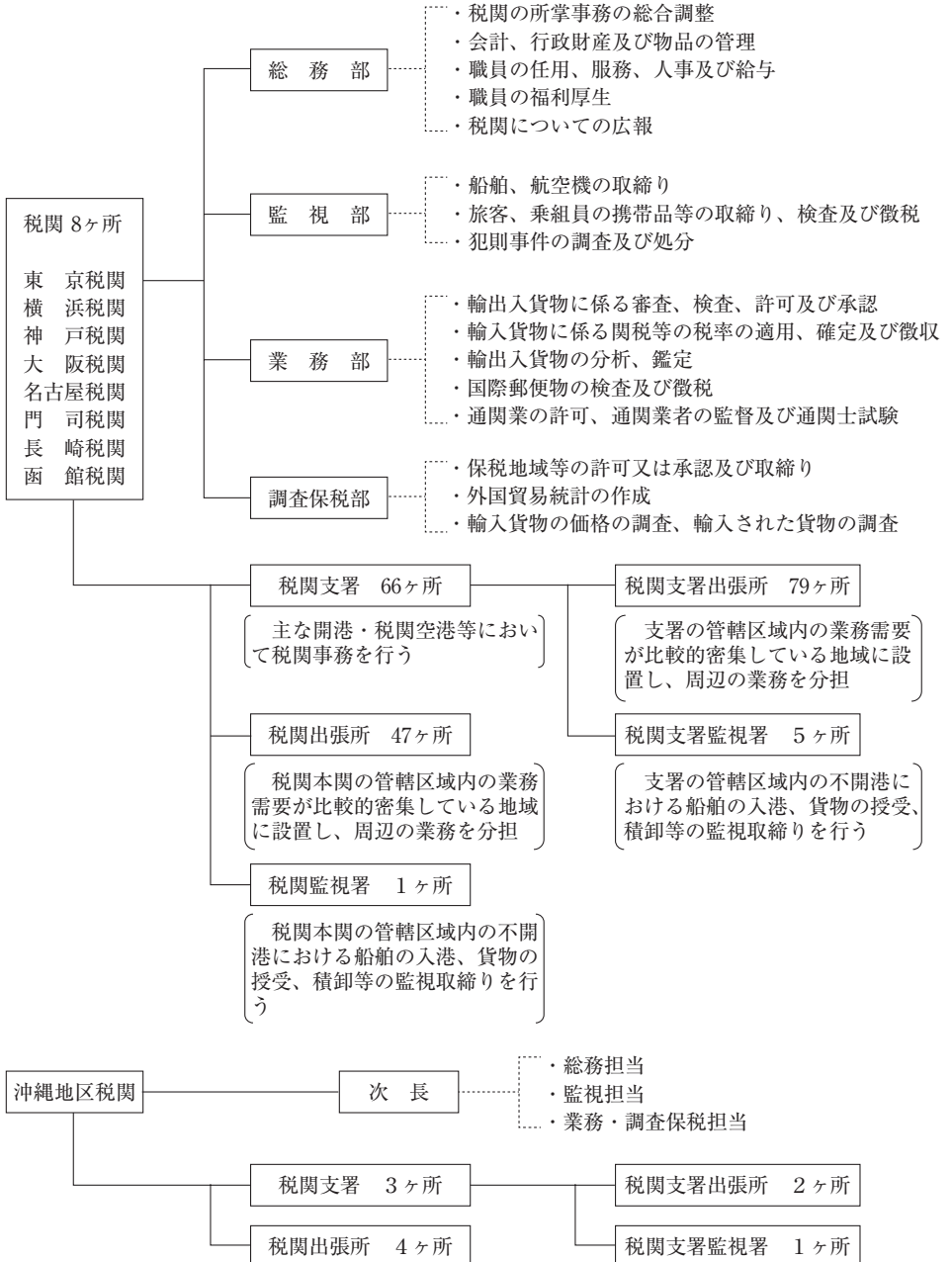
ついて準用する。この場合において必要な技術的読替えは、政令で定める。

(出所) 国立国会図書館「日本法令索引」ウェブ・ページ、法令沿革一覧、関税法(昭和29年4月2日法律第61号)、改正：平成12年3月31日号外法律第26号〔関税定率法等の一部を改正する法律3条による改正〕、第7条の2～第7条の13



11-115 税関の組織・機構

1997（平成9）年9月24日  
関税率審議会総会



## 税関の管轄区域

税関名	管轄区域
東京税関	東京都、千葉県のうち成田市、市川市原木、香取郡大栄町及び多古町並びに山武郡芝山町、埼玉県、群馬県、山梨県、新潟県、山形県
横浜税関	神奈川県、茨城県、栃木県、千葉県（東京税関の管轄に属する地域を除く。）、福島県、宮城県
神戸税関	兵庫県、岡山県、鳥取県、島根県、広島県、香川県、徳島県、高知県、愛媛県
大阪税関	大阪府、京都府、和歌山県、奈良県、滋賀県、福井県、石川県、富山県
名古屋税関	愛知県、三重県、岐阜県、長野県、静岡県
門司税関	福岡県（長崎税関の管轄に属する地域を除く。）、山口県、佐賀県のうち唐津市、伊万里市、東松浦郡及び西松浦郡、長崎県のうち壱岐郡、下県郡及び上県郡、大分県、宮崎県
長崎税関	長崎県（門司税関の管轄に属する地域を除く。）、佐賀県（門司税関の管轄に属する地域を除く。）、福岡県のうち久留米市、大牟田市、柳川市、筑後市、八女市、大川市、小郡市、浮羽郡、三井郡、三潞郡、八女郡、山門郡及び三池郡、熊本県、鹿児島県
函館税関	北海道、秋田県、岩手県、青森県
沖縄地区税関	沖縄県

◎印は、各税関の本関所在地



(出所) 大蔵省関税率審議会総会（平成9年9月24日）資料7「最近の税関行政をめぐる諸問題」3-4 ページ

## 11-116 麻薬特例法（関税法の特例部分） （平成3年10月5日法律第94号）（抄）

◎国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律

### 第一章 総則

（趣旨）

第1条 この法律は、薬物犯罪による不法収益等をはく奪すること等により、規制薬物に係る不正行為が行われる主要な要因を国際的な協力の下に除去することの重要性にかんがみ、並びに規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図り、及びこれに関する国際約束等の適確な実施を確保するため、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）、大麻取締法（昭和23年法律第124号）、あへん法（昭和29年法律第71号）及び覚せい剤取締法（昭和26年法律第252号）に定めるもののほか、これらの法律その他の関係法律の特例その他必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この法律において「規制薬物」とは、麻薬及び向精神薬取締法に規定する麻薬及び向精神薬、大麻取締法に規定する大麻、あへん法に規定するあへん及びけしがら並びに覚せい剤取締法に規定する覚せい剤をいう。

2 この法律において「薬物犯罪」とは、次に掲げる罪（当該罪と他の罪とが刑法（明治40年法律第45号）第54条第1項に規定する関係にある場合においては、当該他の罪を含む。）をいう。

- 一 第8条、第11条又は第12条の罪
- 二 麻薬及び向精神薬取締法第64条、第64条の2、第65条、第66条、第66条の3、第66条の4、第68条の2又は第69条の5の罪
- 三 大麻取締法第24条、第24条の2又は第24条の7の罪
- 四 あへん法第51条、第52条又は第54条の3の罪
- 五 覚せい剤取締法第41条、第41条の2又は第41条の11の罪

六 麻薬及び向精神薬取締法第67条若しくは第69条の2、大麻取締法第24条の4、あへん法第53条又は覚せい剤取締法第41条の6の罪

七 麻薬及び向精神薬取締法第68条若しくは第69条の4、大麻取締法第24条の6、あへん法第54条の2又は覚せい剤取締法第41条の9の罪

- 3 この法律において「不法収益」とは、薬物犯罪の犯罪行為により得た財産若しくは当該犯罪行為の報酬として得た財産又は前項第7号に掲げる罪に係る資金をいう。
- 4 この法律において「不法収益に由来する財産」とは、不法収益の果実として得た財産、不法収益の対価として得た財産、これらの財産の対価として得た財産その他不法収益の保有又は処分に基づき得た財産をいう。
- 5 この法律において「不法収益等」とは、不法収益、不法収益に由来する財産又はこれらの財産とこれらの財産以外の財産とが混和した財産をいう。

### 第二章 上陸の手續の特例等

（税関手續の特例）

第4条 税関長は、関税法（昭和29年法律第61号）第67条（同法第75条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による貨物の検査により、当該検査に係る貨物に規制薬物が隠匿されていることが判明した場合において、薬物犯罪の捜査に関し、当該規制薬物が外国に向けて送り出され、又は本邦に引き取られることが必要である旨の検察官又は司法警察職員からの要請があり、かつ、当該規制薬物の散逸を防止するための十分な監視体制が確保されていると認めるときは、当該要請に応ずるために次に掲げる措置をとることができる。ただし、当該措置をとることが関税法の目的に照らし相当でないと認められるときは、この限りでない。

- 一 当該貨物（当該貨物に隠匿されている規制薬物を除く。）について関税法第67条の規定により申告されたところに従って同条の許可を行うこと。
- 二 その他当該要請に応ずるために必要な措置

2 前項（第1号を除く。）の規定は、関税法第76条第1項ただし書の規定による郵便物中にある信書以外の物の検査により、当該信書以外の物に規制薬物が隠匿されることが判明した場合について準用する。この場合において、当該規制薬物については、同法第74条の規定は、適用しない。

### 第三章 罰則

（規制薬物としての物品の輸入等）

第11条 薬物犯罪（規制薬物の輸入又は輸出に係るものに限る。）を犯す意思をもって、規制薬物として交付を受け、又は取得した薬物その他の物品を輸入し、又は輸出した者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2 薬物犯罪（規制薬物の譲渡し、譲受け又は所持に係るものに限る。）を犯す意思をもって、薬物その他の物品を規制薬物として譲り渡し、若しくは譲り受け、又は規制薬物として交付を受け、若しくは取得した薬物その他の物品を所持した者は、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

（出所）国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法の特例に関する法律（麻薬特例法）（平成3年10月5日法律第94号）

## 11-117 過少申告加算税及び無申告加算税の導入について

1997（平成9）年9月24日  
関税率審議会総会

過少申告加算税及び無申告加算税の導入について

### 《加算税の概要》

今回導入することとしている過少申告加算税及び無申告加算税の具体的な内容は、次のとおりである。

#### (1) 過少申告加算税

納税申告があった後、税関の調査により、納税申告が適正でないとして修正申告又は更正が行われたときは、原則として、当該修正申告等により増加した税額の10%（注参照）に相当する過少申告加算税を課す。

なお、修正申告が税関の調査を予知して

されたものでない自主的な修正申告である場合、又は過少申告であったことが正当な理由によるものであると認められる場合には、過少申告加算税は課さない。

（注）修正申告等により増加した税額のうち、当初申告税額又は50万円のいずれか多い金額を超える部分については、当該部分の15%に相当する額の過少申告加算税を課す。

#### (2) 無申告加算税

納税申告が必要な貨物であって、当該納税申告が行われずに輸入された貨物について、税関長の決定があった場合、又は当該決定後に更正があった場合には、当該決定等により増加した税額の15%に相当する無申告加算税を課す。

なお、無申告であったことが正当な理由によるものであると認められる場合には、無申告加算税は課さない。

（参考）輸入品に係る内国消費税及び地方消費税の取扱い

輸入品に係る内国消費税については、関税との取扱いの平仄を考慮し、従来加算税を課さないこととしてきたところ、今回の関税への加算税導入と併せて、内国消費税についても加算税を導入することとした。

また、平成9年4月から導入される地方消費税についても、内国消費税と同様に加算税を導入することとした。

### 加算税の取扱いについて

大蔵省関税局・税関

加算税制度は、平成9年10月1日以降に輸入申告が行われた貨物（無申告加算税については、同日以降に輸入された貨物）に係る関税等に対して適用されます。この加算税制度の円滑な適用を図るため、以下にその基本的な取扱いについて明らかにします。

## I. 取扱いの概要

### 1. 過少申告加算税

#### (1) 基本的な考え方

納税申告（輸入申告）が行われた後、税関の調査により、納税申告が適正でないとして

の指摘を受けるなどして修正申告（当初申告を補正する方法によるものを含む。）を行った場合、又は、更正が行われた場合、こうした修正申告又は更正によって納付すべき税額（増加する税額）を基礎として10%（一定の場合には15%）の過少申告加算税が課されます。

ただし、

- イ. 修正申告又は更正により納付すべきこととなる税額のうち、過少申告であったことについて「正当な理由」があると認められる部分がある場合には、この部分に対しては過少申告加算税は課されません。また、
  - ロ. 修正申告が「税関の調査により更正があるべきことを予知してされたものでない」場合には、過少申告加算税は課されません。
- (2) 正当な理由

加算税が課されない「正当な理由」とは、当初の納税申告が過少であったことについて、真にやむを得ない事由があると認められ、加算税を課することが不当又は酷になる場合のことをいいます。したがって、法令の不知や適用の誤り、また、貨物の内容を誤解していたような場合は「正当な理由」に当たりません。

具体的には以下のような場合が「正当な理由」に該当することとなります。

- イ. 納税申告を行う際に、申告に必要な資料や情報が輸入者等から十分に提供されていたにもかかわらず、税関職員が輸入者等に対して誤った教示等を行い、その教示等に従って申告を行ったために過少申告となった場合など、輸入者等が税関職員の教示等を信じて過少申告を行ったことについて、やむを得ないと認められる事情がある場合
- ロ. 輸入した貨物の価格など課税標準が確定するまでに日時を要する事情があり、関税法第73条第1項（輸入の許可前における貨物の引取り）に規定する税関長の承認を受けて貨物が引き取られた場合で、輸入の許可前に輸入者からの申し出に基づいて決められた課税標準が事後的に修正された場合

ハ. 上記イ又はロに掲げる場合のほか、例えば、

- (イ) 新規商品等でその分類を確定し、適用税率を決めることに多大の困難を伴う場合
  - (ロ) 輸入許可後にやむを得ない事情により課税標準に異動があり、速やかに修正申告が行われた場合  
など、過少申告となっていたことについて真にやむを得ない理由があると認められる場合
- (3) 自主的な修正（更正を予知しない修正）  
税関の調査により更正があるべきことを予知してされたものでない修正申告については、加算税が課されないこととされています。したがって、輸入者に対する税関の調査が始まる前で、自主的に修正が行われたことが明らかな場合には、こうした取扱いが認められます。

## 2. 無申告加算税

納税申告（輸入申告）が必要とされる貨物について、輸入の時までに当該申告が行われずに決定が行われた場合及び決定後に更正が行われた場合、これらの決定又は決定後の更正により納付すべき税額を基礎として15%の無申告加算税が課されます。

ただし、無申告であったことについて「正当な理由」があると認められる場合には、無申告加算税は課されません。無申告加算税が課されない「正当な理由」とは、例えば、保税蔵置場に災害が生じ、輸入申告前の貨物を緊急に搬出した場合のようなことをいいます。

## II. 納付手続

加算税の税額の決定は、税関が賦課決定通知書を送付することによって行われます。

通知書の発せられた日の翌日から原則1月以内に、通知書と一緒に送付される納付書により加算税を納付してください。

なお、納期限までに納付されない場合には、通常の関税と同様に滞納処分が行われますので注意してください。

## III. 不服申立ての手続

加算税の賦課決定に関する不服申立ての手続は、本税に関する不服申立ての手続と同様です。

すなわち、税関長が行った加算税の賦課決



定（処分）について不服があるときは、その処分があったことを知った日の翌日から起算して2月以内に税関長に対して異議を申立てることができます。更に、税関長の行った異議の申立てに対する決定について不服があるときは、大蔵大臣に対して審査請求を行うことができます。

なお、消費税については、税関（本関）の所在地を管轄する国税不服審判所長に対して、審査請求を行うことができます。

#### IV. 相談窓口

加算税制度を導入するに当たり、税関では品目分類や課税価格に係る事前教示制度を更に拡充し、利便性の向上を図っています。

加算税についての相談・質問については、税関相談窓口で受け付けておりますので、ご不明な点はお問い合わせください。

（出所）大蔵省関税率審議会平成9年度第1回総会（平成9年9月24日）資料7「最近の税関行政をめぐる諸問題」8-11ページ

### 11-118 加算税制度について

1998（平成10）年9月25日  
関税率審議会総会

平成9年度の関税法等の改正により、輸入品に課される関税及び内国消費税（地方消費税を含む。）について、加算税制度（過少申告加算税及び無申告加算税）が導入され、平成9年10月1日から施行された。

#### 【加算税制度が導入された理由】

税関では、納税申告が正しく行われているかを確認するために輸入者に対する実地調査（事後調査）を実施しているが、ここ数年、この事後調査によって発見される申告漏れが急増している。こうした申告漏れは、一部の輸入者の一部の申告から発見されているものではあるが、正しい申告をしている輸入者との間での公平という点からは好ましいものではない。

そこで、適正な納税申告を確保し、課税の公平を図るといった観点から、輸入貨物に課される関税及び内国消費税についても、所得税や法人税などの内国税と同様に過少申告加算税及び無申告加算税が導入された。

### 【加算税制度の概要】

#### [過少申告加算税]

納税申告（輸入申告）がされた後、税関の調査により、納税申告が適正でないとの指摘を受けるなどして修正申告を行った場合、又は、更正が行われた場合、こうした修正申告又は更正によって納付すべき税額（増加する税額）を基礎として10%（増加する税額が、当初申告に係る納付すべき税額と50万円とのいずれか多い額を超える場合には、その超える部分について15%）の過少申告加算税が課される。

#### [無申告加算税]

納税申告（輸入申告）が必要とされる貨物について、輸入の時までに当該申告が行われずに決定が行われた場合及び決定後に更正が行われた場合、これらの決定又は決定後の更正により納付すべき税額を基礎として15%の無申告加算税が課される。

（出所）大蔵省関税率審議会総会（平成10年9月25日）資料43ページ、資料7「最近の税関行政をめぐる諸問題」

### 11-119 日米税関相互支援協定について

1997（平成9）年9月24日  
関税率審議会総会

#### (5) 日米税関相互支援協定について

##### 1. 税関相互支援協定

税関相互支援協定とは、関税法令の適正な適用及び関税法令違反の効率的な取締りのために、税関当局間で情報交換を行う際のルール等を定めた二国間での行政取極である。協定締結により、その支援する範囲・手続が明確化する一方、相手国に提供する情報の秘密保持・用途外使用制限等を明確に担保できることなどから、各国で締結されている。

##### 2. 日米税関相互支援協定

我が国は、本年6月、初めての協定を米国との間で締結した。その主な内容は以下のとおりである。

#### （支援・協力の内容）

- 要請により又は自らの判断により、関税法令の適正な適用並びに関税法令違反の防止、調査及び処置のために必要な情報を互いに提供しあう。
- 税関手続の調和・簡素化についての協力

に努める。

(支援・協力の条件)

- 全ての支援及び協力は、それを提供する締約国の国内法令に従い、その税関当局の利用可能な資源の範囲内で行われる。
  - 提供される情報は、原則として税関当局のみで使用され、また、刑事の捜査等における証拠として使用されない。
  - 主権等重大な利益を侵害する場合には、支援を拒否・延期することができる。
3. 今後について

我が国に対しては、多くの国から税関相互支援協定の締結希望が表明されているが、まずは先般締結された日米税関相互支援協定の実施状況をみつつ、それを踏まえて各国との対応を検討していくこととしている。

(出所) 大蔵省関税率審議会第1回総会(平成9年9月24日)資料6-1「最近の関税をめぐる諸問題」14ページ

#### 11-120 「関税定率法等の一部を改正する法律」(平成10年法律第26号)(抄)

(関税定率法の一部改正)

第1条 関税定率法(明治43年法律第54号)の一部を(略)改正する。  
(略)

(関税法の一部改正)

第2条 関税法(昭和29年法律第61号)の一部を次のように改正する。

目次中「第百八条」を「第百八条の三」に改める。

(略)

第九章中第108条の次に次の2条を加える。  
(情報提供)

第108条の2 大蔵大臣は、この法律、関税

定率法その他の関税に関する法律(以下この条及び次条において「関税法令」という。)に相当する外国の法令を執行する当局(以下この条及び次条において「外国税関当局」という。)に対し、その職務(関税法令に規定する税関の職務に相当するものに限る。以下この条及び次条において同じ。)の遂行に資すると認める情報の提供を行うことができる。ただし、当該情報の提供を行うことが、関税法令の適正な執行に支障を及ぼし、その他我が国の利益を侵害するおそれがあると認められる場合は、この限りでない。

2 大蔵大臣は、外国税関当局に対し前項に規定する情報の提供を行うに際し、次に掲げる事項を確認しなければならない。

一 当該外国税関当局が、我が国の税関当局に対し、前項に規定する情報の提供に相当する情報の提供を行うことができること。

二 当該外国において、前項の規定により提供する情報のうち秘密として提供するものについて、当該外国の法令により、我が国と同じ程度の秘密の保持が担保されていること。

三 当該外国税関当局において、前項の規定により提供する情報が、その職務の遂行に資する目的以外の目的で使用されないこと。

3 第1項の規定により提供される情報については、外国における裁判所又は裁判官の行う刑事手続に使用されないよう適切な措置がとられなければならない。

(以下 略)

(出所) 関税定率法等の一部を改正する法律 法律第26号(平成10年3月31日)